

傍聴された皆さんや広聴会及び委員の意見 (抜粋)

基本理念について

- ・ “ 地域住民の課題解決能力をはぐくむ学習 ” の推進や、市民の “ エンパワーメント ” (自立に向けた学習) を注目するべきだ。
- ・ 年少期における地域社会との関わり方を自治基本条例の中でうたえば、地域社会は変わる。
- ・ どのまちでも共通するような項目はなく、町田市の特性を盛り込む必要があるのはわかるが、最高規範と位置づけるのであれば、憲法に書かれているような項目も外せないという考えも理解できる。
- ・ 自治基本条例が、地方自治というものを町田市のレベルで捉えなおして、市民活動の方向性を規定していくものであるとするならば、住民自治の考え方を冒頭に掲げることが必要なのではないだろうか。
- ・ 「 市民自治の確立 」 。 私たちは選挙という権利を行使して、直接、市の首長と議員を選び、自治権の一部を信託している。あくまでも主権者は市民であり、市政はその信託に基づくものである事を忘れてはならない。

計画的・市民参加型行政運営 (マネジメント) について

- ・ 限られた資源を有効に配分するという側面からも、今後は 「 計画的行政 」 を取り入れる必要性があるのではないだろうか。
- ・ 計画ばかりつくって実態はどうなのか不透明な自治体もある。
- ・ 計画がない方がいいという人はいないと思う。機関委任事務がなくなり、自治事務が増えると、計画がないと、行政に付託している市民としても不安が出てくるのだと思う。
- ・ 計画的な行政運営とは、計画を立てることよりも、計画策定の過程において、様々な形で市民を参加させ、市民の意向を反映するという事に意義があるのだと思う。民主的コントロールが可能なのであれば、 「 状況に応じて機動的な変更もありえる 」 という表現を記述できればいいのではないだろうか。
- ・ 個人のボランティア意識にだけ頼るのは無理があり、具体的な参加システムを構築すれば、将来的には地域社会が良い方向に向かうのだと思う。

地域における自治を担う主体の権利及び責務 (義務) について

- ・ 地域社会における貢献や福祉などについては、事業者も担っていく必要があると感じているので、 「 地域社会で経済活動を営む事業者 」 という言葉を是非入れてもらいたい。
- ・ 罰則をどのような形で具体的に発令し、市民にもリスクを認識させていくかということを考えないと、条例は効果を上げないのではないか。
- ・ まちづくりや地域社会の様々な課題に対する人々の問題意識や社会性を高めるためには、幼年期における教育、啓蒙が必要だ。
- ・ どのような企画でも住民の100%が賛成というのはあり得ない。住民の参加はそれぞれの判断で自主的になされるべきであり 「 住民等の責務 」 には反対。

地域共治 (ガバナンス) について

- ・ 自己統治のシステムでは、基本的には、自立した責任ある市民というのが大前提にあるのは間違いないと思う。
- ・ 公共サービスの質と量を確保していくために、市民社会の中にある公共的な力を掘り起こすことが必要であり、そのことが 「 協働 」 であると理解している。
- ・ 市民活動ファンドの創設など、様々な工夫を考えていかないと協働は成り立たない。
- ・ NPOは行政の支援に頼らない団体も多く、工夫しながら、自分たちの考える公共サービスを提供してきた。しかし、共通部分については一緒に行動していきたいという思いもあり、そのような意味での 「 協働 」 を盛り込むのは歓迎できる。
- ・ 市民活動の中のある種の部分については、専門職性を活かして使命を果たしているNPOがあり、それが公共の重要な一部であるという認識を持つべき。
- ・ 行政サービスは減っていくので、町内会・自治会の重要性は増していると考えている。
- ・ 市民団体相互間の協働促進のために行政が果たすべき役割を規定することも考えられるのではないかと。協働の種類についても検討していかなければならない。
- ・ 町内会・自治会への期待が高いと受け止めているが、実際にはそこまで町内会・自治会の意識が向上していないのが現実だ。
- ・ 新たな地域コミュニティの創設を検討すべき。末端行政の代行や、地縁による束縛とボス支配からの離脱が、自治組織として有効に機能する為の最低要件だ。
- ・ 自治会・町内会については、諸組織 (NPO、商工会他を含む) の中で、戦後60年を振り返り、今やその役割と機能についても徹底的に見直しが不可欠。
- ・ 自治会・町内会だけにまちづくりの責任を押しつけるのではなく、地域団体を結集した協議会、即ち 『 地域自治組織 』 への再構築を進めることが、自治会・町内会を強化する仕組みとして意義がある。
- ・ 自治基本条例における町内会・自治会の位置づけについては、現在の任意団体としてではなく、きちりとした裏づけをいただければと思っている。
- ・ コミュニティの担い手となる住民の地域自治への参加と議論・協議の場の必要性を検討することは、町田市の自治基本条例を考えていく上で、とても大切なことだと思う。

議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定について

- ・ 議会の役割を列挙するだけでは不十分で、市民の信託に基づく代表機構としての議会の位置づけを明記することなど、会議規則の改定も含めて考えることが必要。
- ・ 自治基本条例の 「 地域自治組織 」 が、町内会・自治会を含む地域の諸団体より構成された後は、議員の選挙推薦母体が政党や事業中心から地域団体にまで広がるのが予想され、地域住民の議会への感心を高めるのに役に立つことも考えられる。直接民主主義の議論はこの後で十分かと思う。
- ・ 議会の役割強化として、基本構想だけでなく、基本計画も議決事項とし、基本計画を受けて各部門が策定する部門計画を議会に報告する制度とすることを検討する。
- ・ 議会の規定については、議決機関・立法機関としての役割だけでなく、あるべき姿や市民の信託、市民との協働という観点からも議論してほしい。
- ・ 市民が意見を唱えることは必要だが、議会を飛び越えるような発想は控えるべきだ。
- ・ 議会の力をもう少し発揮できる表現を自治基本条例に反映できないだろうか。選挙の時だけでなく、恒常的に市民と議員の交流機会を設けるといことも考えられると思う。
- ・ 国の二院制みたいなものが自治体レベルでもできないかとか、執行機関の機能の多くを議会が持っているということがヨーロッパでは見られることも参考になるかもしれない。また、議員報酬を無償にして定員を大幅に増やし、夜間議会にするなど、様々なパターンが考えられると思うが、あまり現実的に考えると新しい発想は生まれにくいと思う。
- ・ 自治基本条例を議決するのは議会なので、議会が自己改革として、どのような方向性に向かっていくかという、市民に対する 「 議会の宣言 」 としての条文になるのだと思う。
- ・ 「 議員は地域の利益代表 」 という側面も無視できないのではないだろうか。
- ・ 町田全体のことを考える議会と、各地区の代表者が集まる地域代表議会を分けて創設することも考えられるのではないかと。
- ・ ミニ組織が地域で活発化し、主体が非常に多くなる中で、議員という立場が旧態依然としている印象は免れず、議会の立場をもう一度考え直さなくてはならない。
- ・ 議員には、市政のあり方、方向性など、より高レベルな課題に取り組んでいただきたい。
- ・ 町田市ではインターネットの議会中継などにより、情報提供を積極的に行っている。あえて、 「 夜間議会の開催 」 を提案する必要があるのかは疑問だ。

「町田市における自治基本条例のあり方について・答申(案)」に対する皆さんの意見を募集します!

「答申(案)」に対するご意見は、1月25日(水)までに、氏名を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

◆ファックス：042-724-3072

◆郵送：〒194-8520 町田市中町1-20-23 町田市企画部企画調整課

◆メール：mcity120@city.machida.tokyo.jp

問い合わせ先

町田市自治基本条例検討委員会事務局(企画調整課) ☎042-724-2103

いただきました「答申(案)」に対するご意見は、今後、検討委員会で公表させていただく場合があります(個人が特定されるような情報は秘匿いたします)。なお、ご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了解をお願いいたします。後日公開される検討委員会会議録要旨で内容をご確認下さい。

これまでの検討委員会の開催経過、会議録要旨については、市政情報「やまびこ」、町田市ホームページでご覧いただけます。会議録要旨に対するご意見、ご要望などは、検討委員会の終了時(2月下旬を予定)まで引き続き受け付けますので、氏名を明記の上、左記のいずれかの方法で送付して下さい。